

入 札 説 明 書

平成30年2月9日 堺市公告第95号 により公告した「広報さかい」広告収集掲載業務の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 市長公室 広報部 広報課 (担当：柴田)

電話 072 - 228 - 7402

FAX 072 - 228 - 8101

2 競争入札に付する事項

(1) 件名 「広報さかい」広告収集掲載業務

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 業務概要

毎月1日に発行する広報紙「広報さかい」の広告主を募集し、広告を収集掲載する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 委託業者名簿H30に「その他広告」で登録している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者

(3) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていない者

(4) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者

(5) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）

- (6) 組合については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- (7) 平成17年4月1日以降に国又は地方公共団体において、発行物の広告収集業務の契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができるもの。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から平成30年2月23日（金）まで

(2) 配布場所

前記1の契約事務担当課

(3) 配布方法

次の①②のいずれかの方法による。

① 窓口にて配布

上記配布期間の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記配布場所にて受け取ること。

② 堺市ホームページからダウンロード

アドレス <http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/koho/koboanken/koukokushushugyomunusatu.html>

5 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本競争入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加申込みにおける提出書類、提出期限等

(ア) 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
- ・ 組合員名簿の写し
(組合で参加する場合に限る)
- ・ 履行実績申出書
- ・ 履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書、仕様書等）

(イ) 提出期限

平成30年2月23日（金）まで

(ウ) 提出場所

前記1の契約事務担当課

(エ) 提出方法

直接持参または郵送すること。

- ・直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に持参すること。

- ・郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する者は、前記(1)の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

6 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、平成30年2月23日（金）午後5時までに書面により質問の内容を前記1の契約事務担当課に提出しなければならない（FAX可）。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成30年3月6日（火） 午前11時

(2) 入札及び開札の場所

住所：堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 会議室（B）

(3) 入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は単価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記9（1）～（4）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札した単価に予定数量を乗じた金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものと

する。

(6) 落札者の決定方法

堺市契約規則第 19 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく高価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

8 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること) 入札会場内への入室は 1 社 1 名に限ること。

9 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の (1)、(4) のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の (2) (3) のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

(1) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱 (平成 11 年制定) に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

(2) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱 (平成 24 年制定) に基づく入札参加除外を受けた場合

(3) 堺市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 35 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合 (ただし、落札金額 (単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額) が 5 0 0 万円未満の場合は除く)

(4) (1) ~ (3) のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

10 その他

(1) 契約保証金 要 (落札した単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上)。ただし、堺市契約規則第 30 条の 2 に該当する場合は、免除する場合がある。

(2) 契約書作成の要否 要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記 1 の契約事務担当課で閲覧することができる。

(5) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、平成 29 年度予算の成立を条件とする。(予算が成立しない場合は、この公告に基づいてなされた行為は無効とする)

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
 - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
 - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (5) 入札時間に遅刻したとき。
 - (6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正したとき。
 - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる高い価格で入札したとき。
 - (12) 再度入札において、前回最高入札価格と同額以下の金額で入札したとき。
 - (13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 11 再度入札の回数は原則2回とする。
- 12 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札が無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 13 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく高価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 14 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 16 入札終了後、落札者以外の者は速やかに仕様書等を返納すること。
- 17 当該入札は、平成30年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであるので、契約の締結は、平成30年4月1日とする。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。